

◎地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成一八年一二月八日法律第一〇七号)

一、提案理由 (平成一八年一月八日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

○菅国務大臣 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成十九年三月から五月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成十九年三月から五月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる九十日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあつては平成十九年四月八日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあつては、同月二十二日に統一することとしております。

第二に、都道府県または指定都市の選挙の候補者となった者は、関係地域において行われる市区町村の選挙または市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員もしくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないものとする、寄附等の禁止期間を選挙の期日の九十日前から当該選挙の期日までの期間とすること、指定都市となる市に係る選挙について指定都市となる前においても指定都市に係る選挙として行うこととする特例を定めること、都道府県の議会の議員の選挙に立候補するために退職する市区町村の議会の議員について共済給付金の計算の特例を定めること等、必要な特例を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告 (平成一八年一月一六日)

○今井宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成十九年三月、四月または五月中に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、統一地方選挙の期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については平成十九年四月八日、指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長の選挙については同年四月二十二日といたしております。

また、平成十九年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙につきましても、統一地方選挙の期日に行うことができることといたしております。

第二に、同時選挙の手続、重複立候補の禁止、寄附等の禁止期間及び共済給付金の特例等について所要の規定を設けることといたしております。

第三に、指定都市となる市について、指定都市として選挙を実施できるよう必要な措置を講じることといたしております。

本案は、去る十一月七日本委員会に付託され、翌八日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十五日採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成一八年一二月一日）

○谷川秀善君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、全国多数の地方自治体の議会の議員又は長の任期が平成十九年三月から五月までの間に満了することになる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高め、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るために、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、地方選挙に国が関与し統一して実施する意義、統一率の低下傾向と対象範囲の拡大の可能性、地方公共団体の選挙管理委員会の執行体制の在り方、統一地方選挙と地方議会議員の年金制度とのかかわり、政治資金の規正とその透明性確保への取組、障害者の参政権拡大に向けての対策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。